

第7節 その他

1. 電波障害対策

建物の高層化に伴う放送電波の障害対策については、地域住民の居住環境を保全するため、「福島市電波障害防止に関する指導要綱」に基づき、高さ 10m以上の建築物の建築主に対して、周辺地域の受信状況の事前調査や、障害予想地域への障害防止対策の実施を指導しています。

令和6年度の指導件数は1件でした。(表1-7-1)

市内的一部には電波障害が発生している地域もありますが、アナログ放送から地上デジタル放送への転換に伴い、建築物に起因する電波障害が大幅に解消されるなど、テレビの受信環境は大幅に改善されています。

なお、自然地形等に由来する難視聴地域対策については、消費生活センターが対応しています。

表1-7-1 福島市電波障害防止に関する指導要綱に基づく指導件数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
共同受信施設を設置するもの	0	0	0	0	0
既設の共同受信施設を利用するもの	0	0	0	0	0
アンテナ等の対策を実施するもの	0	0	0	0	0
その他(障害が発生したら対策をするなど)	1	0	0	2	1
障害なし	5	1	0	3	0
計	6	1	0	5	1

2. 地盤沈下対策

地盤の変動は、地殻内部の原因に基づくものと、人為的な原因によるものとに大別されますが、人為的な原因に基づくものとしては、地下水や水溶性天然ガス、石油等の採取による地層の圧密、石炭や金属鉱物などの地下資源の採掘による地盤の陥没、土木工事などに伴う排水や盛土、重量構造物の荷重による軟弱地盤の圧密などがあります。

この中で、特に一般的な地盤沈下の原因は、地下水の過剰汲み揚げであるといわれています。

地盤沈下と地下水の移動は深い関係にあり、その実態を把握することは、地盤沈下現象を未然に防止し、適切な対策を行う上できわめて重要です。

本市における地盤沈下については、国土地理院が昭和42年以降水準点の測量を実施しており、その結果、問題となる地盤沈下は認められておらず、また、地下水の汲み揚げ等によると考えられる地盤沈下に対する苦情は発生していません。

工業用水、または建築物用水として多量の地下水を採取している地域は、「工業用水法」または「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき地下水採取の規制措置が講じられていますが、本市では、これらの法による地域指定はなされていません。

「福島県生活環境の保全等に関する条例」では、吐出口の断面積が 21cm²以上の揚水施設の設置者に届出を義務付けるとともに、吐出口の断面積が 36.2cm²以上または1日あたりの揚水能力が 500m³以上の揚水施設について、地下水採取量の測定を義務付けています。

また、本市では、「福島市地下水保全条例」により、日量 30m³以上の地下水を採取する者に届出を義務付けています。

令和6年度までに、105 本の井戸が福島市地下水保全条例に基づき届出されており、それらの揚水量は1日あたり 50,072.7m³、うち工業用水が 53.5%、農業用水が 31.3%となっており、これら 2つの用途で全体の約 85%を占めています。(表1-7-2)

表1-7-2 地下水揚水量（福島市地下水保全条例に基づく届出の集計）

(単位:m³)

用途	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工業用水	24,830.1	24,830.1	24,830.1	24,246.1	26,798.1
ビル用水	5,790.3	5,790.3	5,790.3	5,290.3	5,290.3
上水道用水	355.0	355.0	355.0	355.0	355.0
農業用水	15,690.2	15,690.2	15,690.2	15,690.2	15,690.2
水産養殖用水	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
消雪用水	576.0	576.0	576.0	576.0	576.0
その他	1,263.1	1,263.1	1,363.1	1,363.1	1,363.1
計	48,504.7	48,504.7	48,604.7	47,520.7	50,072.7

3. ふるさとふくしま清流づくり推進事業

河川の水質汚濁が進み、住宅が密集している地域において、生活排水対策に関する啓発活動を推進し、地域住民主体の活動を支援していくことを目的として、「生活排水対策推進指導員制度」を平成5年度に創設しました。平成14年度からは、名称を「ふるさとふくしま清流づくり推進事業」と変更し実施しています。講習開催の受付については、「ふくしま市政 出前講座」から行っております。

令和6年度は、出前講座「福島の水環境講座」の開催はありませんでした。

4. 公害苦情相談等の処理

(1) 公害紛争処理制度

昭和45年に公害紛争処理法が制定され、国と県に紛争処理機関が設けられています。

国においては公害等調整委員会、県においては公害審査会が設置されており、公害紛争の内容に応じ、あっせん、調停及び仲裁の方法により公害紛争を処理することになっています。

また、公害紛争処理法第49条の規程により、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるよう定められています。

このため、本市においては、住民からの公害に関する苦情相談に応じ、必要な調査、指導及び助言等にあたり、その解決に努めています。

(2) 公害苦情相談の状況

令和6年度の公害苦情の総数は16件で、前年度の28件と比較して12件の減少となりました。

種類別では、騒音が10件と最も多く、全体の62.5%を占めています。

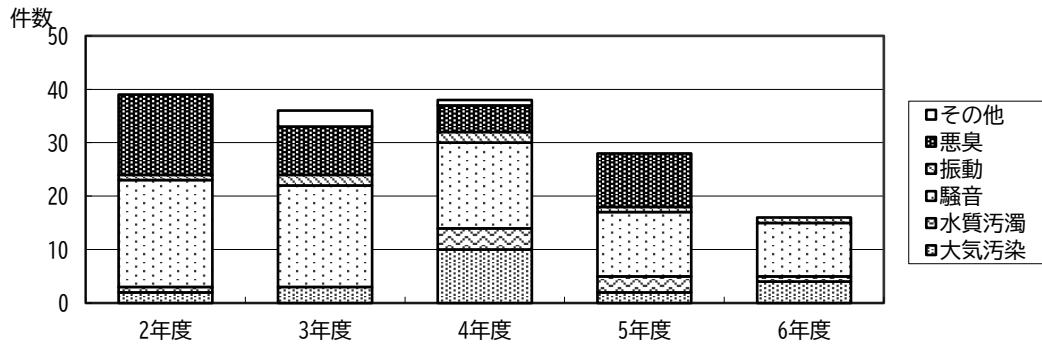
(関連資料：p66 資料20～資料21)

表1-7-3 公害苦情件数の推移

年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	区分	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数
大気汚染	2	5.1%	3	8.3%	10	26.3%	2	7.1%	4	25.0%
水質汚濁	1	2.6%	0	0.0%	4	10.5%	3	10.7%	1	6.3%
騒 音	20	51.3%	19	52.8%	16	42.1%	12	42.9%	10	62.5%
振 動	1	2.6%	2	5.6%	2	5.3%	1	3.6%	1	6.3%
悪 臭	15	38.5%	9	25.0%	5	13.2%	10	35.7%	0	0.0%
そ の 他	0	0.0%	3	8.3%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
計	39	100.0%	36	100.0%	38	100.0%	28	100.0%	16	100.0%

※端数処理の都合上、構成ごとの割合の合計は必ずしも100%にはならない。

図 1-7-2 公害苦情件数の推移グラフ



5. 関係機関との連携

(1) 阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会

昭和46年に、阿武隈川水系の水質調査や水質汚濁に関する資料及び情報の交換、水質事故等の緊急時の情報連絡、その他水質汚濁防止の推進に必要な連絡調査を目的に設置され、国土交通省、経済産業省、福島県、宮城県、阿武隈川流域市町村及び消防本部で構成されています。

協議会の事務局は国土交通省東北地方整備局河川部河川環境課にあり、支局は国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所（上流）並びに国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所（下流）にあります。



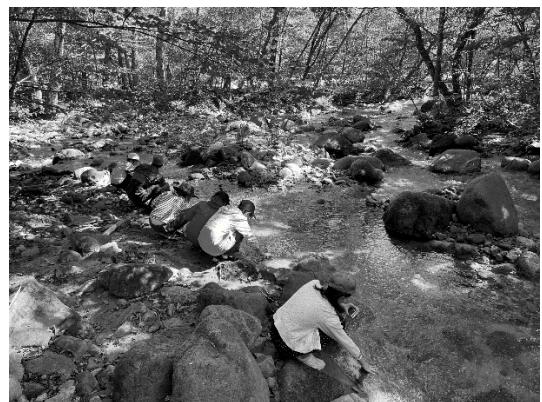
水質事故対応（オイルフェンス設置）

(2) 阿武隈川サミット

阿武隈川サミットは、阿武隈川の治水・利水・環境保全を推進し、川と共生していくことを目的として平成6年に発足しました。現在の構成メンバーは、源流の福島県西郷村から河口の宮城県亘理町までの沿川22市町村の首長です。

阿武隈川サミットでは、第1回サミット開催以来、意見交換、討議を重ねながら、その目的実現のため、様々な事業を展開してきました。

令和6年度の事業としては、毎年の「阿武隈川 春のサイクリング」のほか、記念事業として「阿武隈川サミット30周年記念講演会（鏡石町）」を実施しました。



阿武隈川原流探検